



# 確定申告

## はお早めに

### 2月18日(月)～3月15日(金)

※期間中の申告相談は、申告会場のみ受け付けとなります。

☎課税課 ☎ 36-7140 ☎ 島田税務署 ☎ 37-3121  
〒427-8601 島田市扇町2-2

※受付時間は、各会場とも午前9時30分～午後3時（正午～午後1時を除く）  
※収支内訳書が必要とする所得や譲渡所得のある人は、歩歩路会場で申告してください。

#### 申告が必要な人

所得税の確定申告

◎ 自営業者など／事業・農業・不動産所得や土地・建物を売った所得があり、所得の合計額が所得控除額を超える人

◎ 給与所得者／給与収入が2000万円を超える人。2力所以上から給与を得ている人。給与以外の所得の合計額が20万円を超える人。昨年途中で退職し、年末調整をしていない人

※ 公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が20万円以下の人は、確定申告は不要です。ただし、還付を受けるためには確定申告が必要です。

#### 市県民税の申告

▼ 確定申告する必要がない人でも、平成31年1月1日現在島田市に居住し、次のいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

◎ 営業・農業・不動産・個人年金などの収入があったが、確定申告が不要な人

◎ 社会保険料や医療費控除など、各種控除を受けようとする人

◎ 勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されない人

#### 申告に必要なもの

◎ 印鑑、「確定申告のお知らせ」ハガキまたは申告書（郵送された人）

◎ 申告者・扶養親族などのマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類（運転免許証など）

◎ 給与所得などの源泉徴収票の原本

◎ 収支内訳書や青色申告決算書（営業・不動産所得など）

◎ 納付証明書（国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料など）

◎ 控除証明書（国民年金、生命保険料、地震保険料など）

◎ 医療費控除には、医療費の明細書や医療保険者が交付した医療費通知書（医療費の領収書でも可）

◎ 国保高額療養費該当者は高額療養費支給決定通知と領収書（先に国保年金課か各支所へ申請）。

◎ 国保年金課 ☎ 36-7151  
※ 6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除には、主治医が発行する証明書（2年目以降は長寿介護課が発行する確認書）

◎ 障害者控除対象者認定書（障害者手帳を持たない65歳以上で、6カ月以上寝たきりまたは重度の認知症の人）

◎ 長寿介護課 ☎ 34-3294

◎ 住宅ローン控除については、23ページ「掲示板」で必要な書類をご確認ください。

◎ 寄付金ふるさと納税などの領収書  
◎ 所得税の還付には、預金口座番号（申告者本人名義）の分かるもの

### 申告に役立つホームページや相談窓口のご紹介

【確定申告書作成コーナー】  
▽いつでも申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

■ <http://www.nta.go.jp/>  
※作成後は、印刷して郵送してください。

【e-Tax（イータックス）】  
▽国税に関する申告などの各種手続きを、インターネット上で行えるシステムです。

マイナンバーカードとICカードリーダがあれば、自宅のパソコンから申告できます。また、税務署でIDとパスワードを受け取れば、スマートフォンでも申告できます。

■ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【確定申告電話相談】  
▽申告に関する相談ができます。島田税務署に電話し、音声案内に従って「0」を選ぶと、相談センターにつながります。

とき／3月15日(金)まで(土・日曜日と祝日を除く午前8時30分～午後5時)

※ 税理士による無料税務相談所などその他税務署からのお知らせは、23ページ「掲示板」に掲載しています。こちらもご確認ください。

【出張申告】  
◎ 金谷公民館 集会室／2月27日(水)  
◎ 川根支所 大会議室／2月28日(木)、3月1日(金)

※ 受付終了は午後4時です。混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります。

※ 待ち時間を利用して、マイナンバーカードの申請ができます。

【出張申告】  
◎ 金谷公民館 集会室／2月27日(水)  
◎ 川根支所 大会議室／2月28日(木)、3月1日(金)